芸団協

2015年度年次報告

Annual Report 2015

Japan Council of Performers Rights &
Performing Arts Organizations

芸能が
豊かな社会をつくる

Performing Arts to Enrich the Society

公益社団法人日本芸能実演家団体協議会（芸団協）とは

芸団協は、俳優・歌手・演奏家・舞踊家・演芸家・演出家・舞台監督などのあらゆる実演芸術分野の実演家団体・スタッフ・制作者等の団体を正会員とする社団法人で、1965年に設立され、2012年に公益認定を受けました。
実演に係る著作隣接権者の権利の擁護と、公正円滑な利用の実現のための実演家著作隣接権センター事業を中心に、多様な実演芸術の創造と享受機会の充実を図るための実演芸術振興事業を一体化して行うことにより、心豊かな社会をつくり、もって我が国の文化芸術の発展に寄与することを目的としています。

About Geidankyo

Geidankyo, the Japan Council of Performers Rights & Performing Arts Organizations, founded in 1965 with member organizations representing actors, singers, musicians, dancers, entertainers, producers, stage directors, staff and creators involved in the performing arts, was officially certified as a public interest incorporated association in 2012.
Geidankyo's main activity is aim of the promotion on performers' neighbouring rights through its Center for Performers' Rights Administration (CPRA) to ensure fair exploitation of performances, and promotion on opportunities for creation and enjoyment in the performing arts, with the goals of contributing to Japan's further development as a culturally rich society.

目 次 Contents

01 ご挨拶
Chairman's Message

02 実演家著作隣接権センター事業
Center for Performers' Rights Administration（CPRA）

07 実演芸術振興事業
Promotion of Performing Arts and Culture

10 調査研究・政策提言
Research and Advocacy

11 組織・運営
Organization and Management

GEIDANKYO

［芸団協のシンボルマークについて］
1995年に芸団協30周年記念事業のひとつとして、彫刻家・佐藤忠良氏に依頼し制作されたものです。

公益社団法人日本芸能実演家団体協議会会長・能楽師（人間国宝）
野村 萬 Nomura Man
Chairman, Japan Council of Performers Rights & Performing Arts Organizations
Noh Actor (Living National Treasure)

撮影：海田 悠

我が国の芸能は、世界に類を見ないほど多彩、多様であると同時に、古より、人々の生活と共に歩み、社会に位置付いて参りました。その芸能の担い手である先人の方々が1965年、日本芸能実演家団体協議会（芸団協）を創設以来、実演家の権利の確立と実演芸術の振興に注力し、爾来、途切れることなく歴史を重ね、昨年12月、法人設立50周年を迎えることができました。
その50年の足跡を顧みますと、創設の契機となりましたのは、1964年、沖縄民放局からＮＨＫに支払われる許諾料の受取り団体として設立したのが発端であり、時代は高度成長期を迎え、著作権法が全面的に改正されようとする時期でありました。1970年、全面改正された著作権法に新たに「実演家の権利」が定められ、我が国の法律史上初めて著作隣接権が位置付けられたのであります。新著作権法に基づき、文化庁長官より権利の受任団体として指定を受けましたのが、実演家の権利確立に係る事業の本格的な第一歩であり、以来1993年に設置した「実演家著作隣接権センター（ＣＰＲＡ）」を中心に権利者団体の方々の御協力を戴き、芸団協を支える重要な柱として充実した事業展開を継続して参りました。
今一方の柱である実演芸術振興に関わる活動と致しまして、調査研究事業を基盤に据え、文化政策の拡充を求める運動を継続し、振興の基礎となるべき「文化芸術振興基本法」の制定へと結実をするなど、一定の成果を上げております。併せて、芸術関連団体との連携による「文化芸術推進フォーラム」を中心に、文化芸術振興議員連盟との連携を図り、文化行政を統一的に司る「文化省創設」を次の大きな課題として掲げたところであります。また、2005年には、新宿区と地域の方々の御支援により、廃校を活用した「芸能花伝舎」を立ち上げ、芸能の創造発信の拠点として事業を実施しております。
今日、芸能を取巻く社会的情勢は、創立当初より激変してはおりますが、「人々の生活と共に歩む」という芸能の根幹に揺るぎはありません。2020年、東京オリンピック・パラリンピックの開催に伴い、様々な文化プログラムが実施されることになります。我が国が「真の文化芸術立国」を実現する上で重要な契機と捉え、関係団体と一致協力して取組んで参りたいと存じます。さらに、喫緊の課題である「2016年劇場・ホール問題」につきましては、昨年に引き続き、各方面へ解決に向けた働きかけを行って参りたいと存じます。
昨年、50周年の節目にあたり、「仮称ではありますが『芸団協　実演芸術基金』と名付けた事業を立ち上げ、私共が社会の付託に応えるべき使命を幅広い分野の方々の御協力を得て、未来に向かってその公的役割を果たして参りたい！」との存念を披瀝させて戴きました。芸能の大輪の「花」を咲かせるためには、豊かな土壌と強靭なる根っこが不可欠であります。芸能振興の土台となる土壌作りこそが、私共の不変の志であるとの思いを新たに、未来への躍動感を以て、力強く決意を申上げ、引き続きの御指導御鞭撻を賜ります様、心から御願い申上げまして御挨拶と致します。

Japan's performing arts are unsurpassed in their variety and diversity. They have developed, over our long history, as part of people's lives and have achieved a respected position in society. In 1965, our predecessors assumed a pivotal role in the performing arts by establishing the Japan Council of Performers' Rights & Performing Arts Organizations, known in Japanese as Geidankyo, dedicated to establishing performers' rights and promoting the performing arts. In December of last year, Geidankyo celebrated the first half century since our incorporation, a history of fifty years of unremitting effort.
Looking back over the history of the last fifty years, we find that Geidankyo was founded in 1965 as a body to receive royalties paid by Okinawa's commercial broadcasters through NHK. Japan was entering its period of rapid economic growth, a period in which copyright law underwent a comprehensive revision. In 1970, the neighboring rights of performers were first introduced and defined in our new Copyright Law. The first step of Geidankyo's full-scale work on establishing performers' rights came with the Commissioner for Cultural Affairs' designation of it, under the new copyright law, as the body to which management of those rights was delegated. With the cooperation of rights-holders' bodies, the Center for Performers' Rights Administration (CPRA) was founded in 1993 within Geidankyo and we continue to develop a full program for support of performers' rights, one of Geidankyo's essential pillars.
Turning then to our activities to promote the performing arts, our other key activity, we find that our research provides a foundation for continuing activities on behalf of expansion of culture policy whose fruits include the Fundamental Law for Promotion of Culture and Art. At the same time, working closely with All-party Parliamentary Group for Promotion of Culture and Arts, we have banded together with other arts-related bodies, particularly as the Arts and Culture Forum and have announced the establishment of a Ministry of Culture, for consistent management of culture-related policies, as our next major issue. In addition, in 2005, with support from Shinjuku Ward and local residents, we transformed a close-down elementary school into the Geino-Kadensha, a center as a transmission point for promotion of the performing arts.
Today, the social environment surrounding the performing arts has changed radically from when Geidankyo was founded. But the core principle that the performing arts are part of people's lives remains unchanged. In 2020, when Tokyo hosts the Olympics and Paralympics, there will also be a rich variety of cultural programs associated with the games. We see that as an opportunity to join together with related organizations to realize the vision of Japan as truly a country of culture and art. We will also be continuing efforts started last year to address the urgent problem of the dearth of performance space (known as the 2016 theater-hall issue), looking for solutions to every aspect of the problem.
Last year, as part of our 50th anniversary celebrations, we launched a new project tentatively titled the "Geidankyo Performing Arts Foundation," declaring that we were seeking the cooperation of the widest possible range of supporters to ensure our ability to fulfill our social mission. For the flowers of the arts to bloom in all their glory, they need to be rooted in fertile soil. To create that soil as a platform for promoting the performing arts, we must reaffirm our unwavering determination and approach the future with a strong commitment. Our heartfelt thanks and hope for continuing support go out to everyone who has provided guidance and spurred our past efforts.

実演家著作隣接権センター（CPRA）事業

Center for Performers' Rights Administration（CPRA）

権利者による公正円滑な運営体制

CPRAは1993年、実演家に係る著作隣接権の権利処理業務を行う独立的な専門機関として、国内の権利者が集って発足しました。CPRAの権利処理業務は専門性が非常に高く、また近年においては業務量も膨大かつ多岐にわたるため、権利者及び利用者の視点に立った効率的な運営が求められています。そのため、2012年の公益社団法人への移行に際してはCPRA業務を芸団協の核心的業務と位置付け、実演家の著作隣接権を管理し、または擁護することを主たる業務とする団体等で構成される「実演家著作隣接権センター委員会（運営委員会）」（定款第40条第2項）、並びに、それらの団体の代表者による「権利者団体会議」（同40条第3項）を設置して権利者による公正円滑な運営体制を整えるとともに、業務や権利の種類に応じた各諮問委員会を設けて、政策協議と実務の遂行に精力的に取り組んでいます。

Center for Performers' Rights Administration（CPRA）

CPRA was founded in 1993 to manage performers' neighboring rights collectively. In 2012, management and protection of performers' neighboring rights became the core of Geidankyo's operations. The CPRA Executive Committee and Rights Holder Members Committee were formed for organizing the operating structure in a fair and facilitated manner and CPRA became proactively involved in implementation of professional practice.

As designated by the Commissioner for Cultural Affairs, CPRA collects on behalf of performers the fees for secondary use and remuneration for rental of commercial phonograms. Also, CPRA, as a collective management organization registered with the Commissioner for Cultural Affairs, is engaged in authorizing the exploitation of performances, such as the secondary use of broadcasting programs, collecting and distributing those payments, and receiving and distributing the performers' share of compensation for private recordings.

2015年度を振り返って

2015年度徴収分配実績

2015年度徴収総額は、前年度比87.1％と大幅な減収になりました。最大の要因は一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構（aRma）による放送実演の一任型管理事業開始及びCDレンタル店減少による貸レコード使用料・報酬の減収です。前者による減収が大半を占めており、これら二要因による減収額は減収総額の98％になります。一方、商業用レコード二次使用料、録音使用料及び送信可能化使用料（以下、二次使用料等）は微増となりました（101.1％）。

一般社団法人私的録画補償金管理協会（SARVH）は2015年3月31日をもって解散し、CPRAは、法人解散に伴う最終の未払い権利者分配金を受領しました。私的録音補償金の額も僅かなものとなっています。

二次使用料等の徴収総額に占める割合は80.1％となり、貸レコード使用料・報酬徴収額との合計は97.2％となります。来年度以降もこの傾向が加速するものと考えられます。

国内分配のうち、二次使用料等及び貸レコード使用料・報酬について、例年同様管理委託契約約款及び分配規程に基づき、適正に分配を行いました。私的録音補償金は、一部メーカーとの録音媒体補償金に関する協議のため、一般社団法人私的録音補償金管理協会（sarah）から権利者団体への分配が遅れたことから、前年度に引き続き、今年度も分配を保留しました。

放送実演に関しても、前年度徴収分を分配しました。なおaRmaによる放送実演の一任型管理事業開始に伴い、CPRAからの分配は今年度で終了となります。

海外については16団体から徴収を行い、26団体に分配を行いました。また、今年度から海外エージェントへの直接分配を開始し、9社に対して分配しました。エージェントに対する分配比率は海外分配総額の約7.8％にあたります。エージェントの数は今後も増加する見込みです。

さらに分配業務のさらなる精度向上のため、委任管理・データセンターの拡充を図り、権利委任団体間のデータ共有を行い、業務の効率化を進めました。

《2015年度徴収額の内訳》　徴収総額:8,962,270,519円

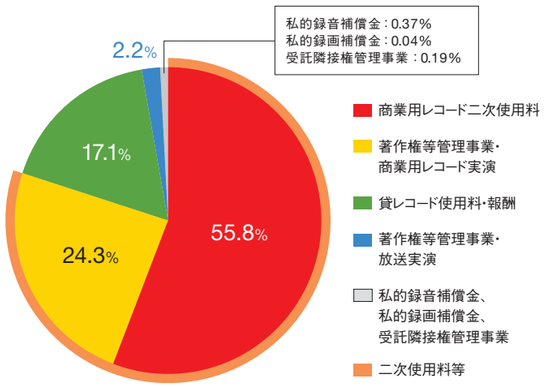

CPRAの権利処理業務

著作権法上、音楽CDなど商業用レコードに収録されている歌唱や演奏、映像作品の演技などについて、実演家は著作隣接権を有します。しかし、実演家や権利者が自らその実演の利用実態を把握し、あるいは利用者が利用したい実演の権利者を探し出すには大変な労力がかかります。CPRAは実演家、権利者に代わって著作隣接権を集中管理することで、権利を保護するとともに、利用の円滑化に貢献しています。

CPRAは、商業用レコードを放送や有線放送で使用する際に放送局等が支払わなくてはならない商業用レコード二次使用料と、商業用レコードを貸与する際にCDレンタル事業者が実演家に支払わなくてはならない貸レコード報酬を実演家等に代わって受け取る団体として文化庁長官に指定されています。また、放送番組に使用された商業用レコードに録音されている実演の送信可能化等について、著作権等管理事業者として、集中管理を行っています。さらに、一般社団法人私的録音補償金管理協会（sarah）が徴収した私的録音補償金のうち、実演家分を受領し、分配しています。

一方、放送実演の二次利用等の集中管理は、2015年4月より一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構（aRma）が著作権等管理事業者として一任型管理事業を開始しました。

《権利処理業務の流れ》

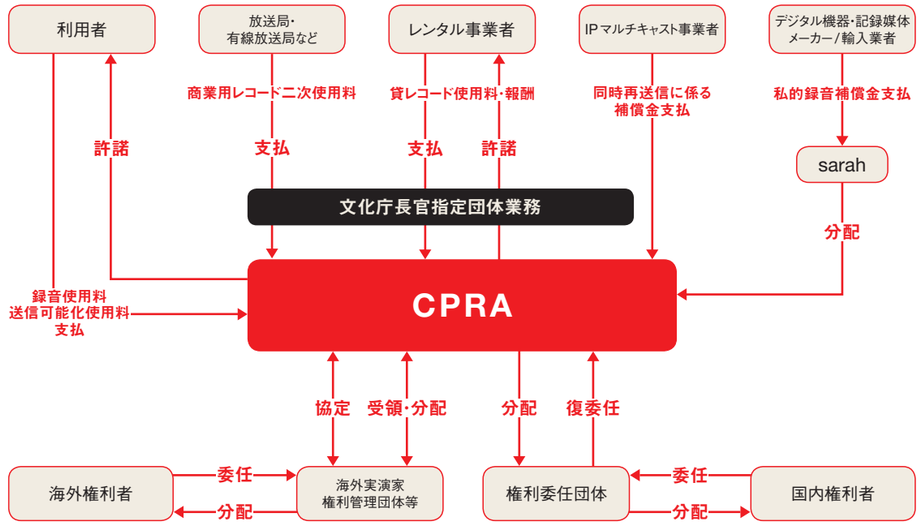

《分配業務の流れ》

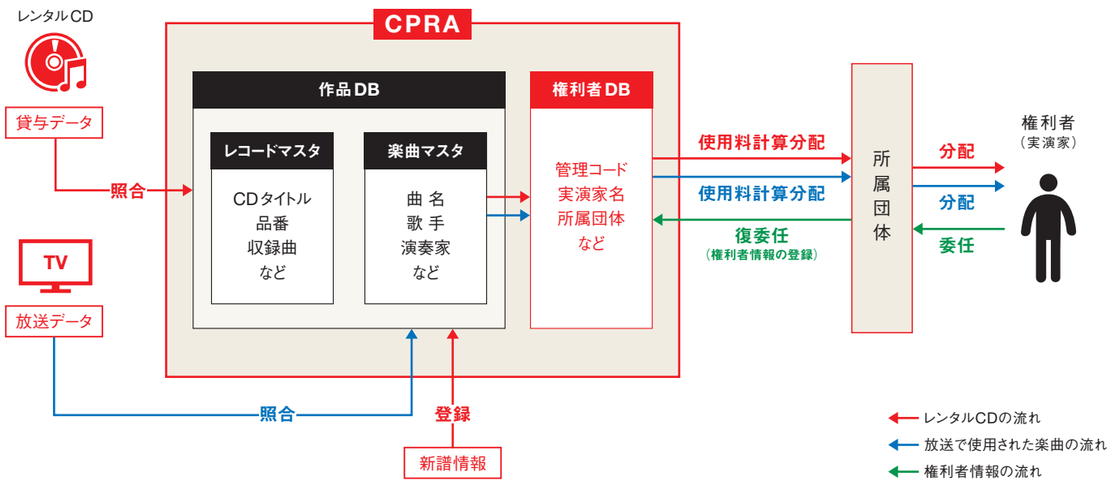

徴収業務

CPRAでは、地上放送、有線音楽放送、有線放送、衛星放送及びコミュニティFM放送などを行う1,000を超える放送局から商業用レコード二次使用料、及びCDレンタル事業者から貸レコード使用料等を徴収しています。また、商業用レコードに録音されている実演の送信可能化についても利用促進に資するため集中管理体制を拡充しています。
CPRAは、状況の変化に対応し、適切な対価を徴収すべく努めています。

徴収額の推移

※事業報告に基づき作成したため、その年度分として利用者から徴収された額とは異なります。

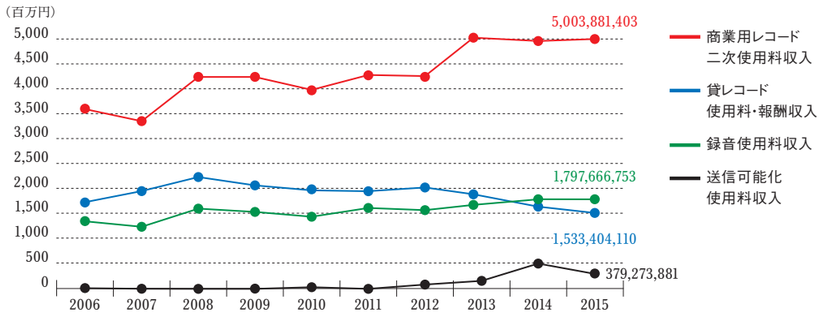

分配業務

商業用レコード二次使用料や貸レコード使用料・報酬は、利用後に利用した楽曲の報告を受け、それに基づき、使用料等を権利者に分配することになります。とはいえ利用楽曲の報告を受けてから、その権利者を調べたのでは、分配までに時間がかかってしまいます。そのため、CPRAでは音楽作品に関するデータベースと、権利委任団体を通じて登録された権利者に関するデータベースを構築しています。これらのデータベースと、利用者から報告を受けた使用楽曲を照合することで、分配対象となる権利者を特定しています。効率的な分配を推進することにより、管理手数料を段階的に下げ、権利者により多くの使用料等を分配できるよう努めています。

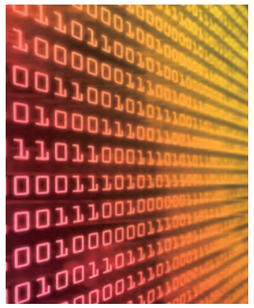

《委任者数の推移》

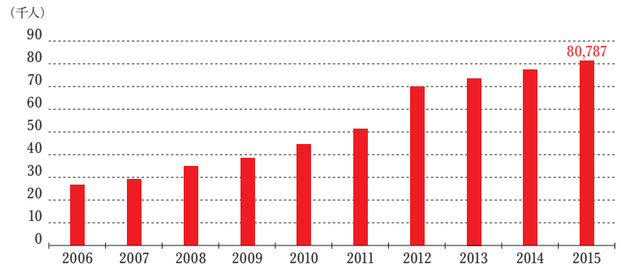

《商業用レコード二次使用料 分配対象楽曲数の推移（邦盤）》

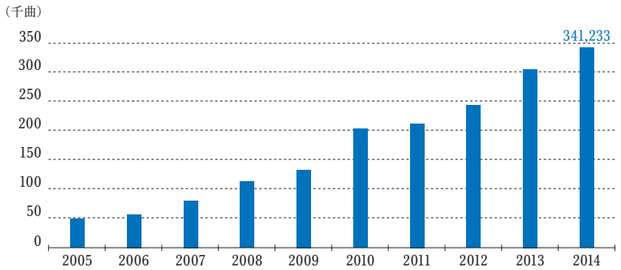

法制広報業務

情報社会において実演の利用が多様化する中、状況に応じて、実演家の権利が適切に守られるよう、CPRAでは国内外の動向を常に調査研究し、様々な場で実演家・権利者を代表して意見表明をしています。また、実演家の権利が適切に守られるためには、多くの人々が実演の価値や権利保護について正しく理解し、更に支持する土壌を醸成することが必要です。そのため、CPRAではウェブサイトや発行物を通じて、積極的な広報活動を行っています。

『SANZUI』の発行

実演芸術の魅力・楽しさを広く一般に伝えるため、『SANZUI』を発行しました。

『CPRA news』の発行

CPRAの活動を周知し、実演家・権利者を取り巻く社会状況への理解を深めるため『CPRA news』を発行しました。

立命館大学音楽関連団体共同寄附講座

著作権及び著作隣接権の普及・啓蒙及び教育・研究の充実のため、立命館大学産業社会学部音楽関連団体共同寄附講座「エンタテインメント・ビジネス産業論」開講のための寄附活動を行いました。

体験型普及啓発活動「芸術体験ひろばクイズラリー」の実施

一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会（ACCS）協力の下、5月5日に芸能花伝舎・新宿区主催「芸術体験ひろば」のプログラムのひとつとして、小中学生と保護者を対象に、楽しみながら実演家の権利について学ぶクイズラリーを実施しました。

「芸術体験ひろばクイズラリー」（2015年5月5日）

海外業務

実演家の著作隣接権は、世界の国々が加盟する条約により、国際的な保護の枠組みが整備されています。この枠組みの中で、海外実演家の著作隣接権が日本国内で保護され、逆に日本の実演家の著作隣接権が海外で保護されることになります。そして、この仕組みを実務的に機能させるため、各国の実演家権利管理団体は双務協定を締結し、それぞれの国で徴収した使用料等のうち締約相手団体の委託権利者分を相互に送金し合っています。
CPRAは実演家権利団体の国際組織、SCAPR正会員として、海外の実演家権利団体と積極的に双務協定を結び、実演家の著作隣接権の国際的な保護に取り組んでいます。

- ベルギー
- ブラジル
- カナダ
- キプロス
- デンマーク
- エストニア
- フィンランド
- フランス
- ドイツ
- ギリシャ
- アイルランド
- イタリア
- カザフスタン
- メキシコ
- オランダ
- ポーランド
- ポルトガル
- 韓国
- ロシア
- セルビア
- スロベニア
- スペイン
- スウェーデン
- ウクライナ
- 英国
- 米国

権利者4団体による運営

CPRAは公益社団法人に移行した2012年度より、一般社団法人日本音楽事業者協会（音事協）、一般社団法人日本音楽制作者連盟（音制連）、一般社団法人演奏家権利処理合同機構ＭＰＮ（MPN）及び一般社団法人映像実演権利者合同機構（PRE）の権利者4団体による権利者団体会議、並びに実演家著作隣接権センター委員会（運営委員会）を設置し、より一層独立性と権利者性の高い運営の維持に努めています。

運営委員会の様子

一般社団法人日本音楽事業者協会（音事協）

1963年に音楽プロダクションを営む事業者が音楽事業及び関連事業の向上並びに近代化を図る目的で設立。1980年、通商産業大臣から社団法人の設立許可を受けました（2012年4月、一般社団法人に移行）。音楽事業及び周辺事業に関する調査・研究、研修会・セミナー等の開催のほか、知的財産権の維持、管理及び保全等を行うとともに、内外関係機関等との交流等の諸事業、地球環境保全活動、災害救援活動等の社会貢献事業を積極的に行っています。

Muzik Hati Jepun
UTA GOKORO

総務省「地域経済の活性化に資する放送コンテンツ等海外展開支援事業」の一環として
音事協が製作したマレーシア向け番組（2016年1～3月）

一般社団法人日本音楽制作者連盟（音制連）

1986年設立。1989年9月、文化庁長官から社団法人の設立許可を受けました（2010年12月、法人名を音楽制作者連盟から日本音楽制作者連盟に変更するとともに、一般社団法人に移行）。いわゆるJ-POP系アーティストが所属する音楽プロダクションで主に構成され、実演家及び音楽制作者の権利の擁護並びにプロダクションのビジネスモデル研究・支援、セミナー・研修会の開催、災害支援活動及び社会貢献活動等を積極的に行っています。

音制連広報誌『音楽主義』

一般社団法人演奏家権利処理合同機構MPN（MPN）

1999年、音楽家関連の6団体（パブリック・イン・サード会、日本音楽家ユニオン、特定非営利活動法人レコーディング・ミュージシャンズ・アソシエイション・オブ・ジャパン、一般社団法人日本作編曲家協会、一般社団法人日本シンセサイザー・プログラマー協会、公益社団法人日本演奏連盟）に加盟する音楽家が集まって「Music People's Nest」の名の下に設立した権利処理合同機構です。2012年6月には法人格を取得して、一般社団法人演奏家権利処理合同機構MPNとなりました。音楽家の著作隣接権等に関する権利行使をサポートするほか、実演家全体の権利拡充のため、様々な活動を行っています。

一般社団法人映像実演権利者合同機構（PRE）

映像実演に関係する実演家団体・事業者団体により2001年設立。2005年に有限責任中間法人の法人格を取得し、2009年には一般社団法人へ移行しました。実演家の権利の保護と発展向上、及び適正な権利処理の遂行を目的とし、実演家・事務所・権利継承者から委任を受けて放送番組二次使用料等の徴収や分配を行っているほか、実演家の権利や映像実演の利用と流通に関する普及・啓蒙のため『季刊ＰＲＥ』の発行、セミナー・シンポジウムの開催など、様々な事業を実施しています。

PREセミナーの様子

実演芸術振興事業

Promotion of Performing Arts and Culture

芸能の力を社会の力とするために

演劇・音楽・舞踊・演芸など実演芸術の魅力や価値を、より多くの人々に知っていただけるように、そして実演芸術における創造と継承・発展のサイクルを豊かに循環させていくために、芸団協では実演芸術振興委員会のもと、様々な事業を展開しています。
また、実演芸術の振興に関わる調査研究から、政府や東京都、新宿区その他の公的機関への政策提言や情報発信を行い、ともに連携して実演芸術が幅広く享受される仕組みづくりのために働きかけています。
法人創立40周年事業として、新宿区の旧校舎を借り受けて2005年に始動した「芸能花伝舎」は、いまや年間15万人の人々が訪れる施設です。実演芸術創造のための稽古場、そして芸能の鑑賞・体験の機会を提供する場として幅広く活用されている実績が高く評価されています。2015年の大規模な改修工事を経て、地域に根付いた芸能文化の拠点、創造活動を支える場としてさらなる発展を目指します。

Believing in the Power of Performing Arts to Empower Society

Geidankyo provides a wide variety of activities to promote the performing arts and culture. Its projects aim to create more and more opportunities for people to enjoy theater, music, dance, Engei-vaudeville and other performing arts, and to create a virtuous cycle of creation, succession and development for all of the performing arts.
Its activities range from research related to performing arts promotion to proposals presented to the governments of both national and local authorities such as Tokyo and Shinjuku Ward. So that people can enjoy a wide range of opportunities in a variety of performing arts.
In 2005, as a 40th anniversary commemorative activity, Geidankyo borrowed a closed elementary school from Shinjuku Ward and named it Geino-Kadensha. In the past decade, 150,000 people per year have used the facility. Shinjuku Ward, approving its functions as facility used for a wide range of activities, both as a venue for rehearsals and training in the performing arts a space providing opportunities for people to enjoy and appreciate those arts. With extensive renovations of the facility in 2015, Geidankyo is working towards the further development of Geino-Kadensha as a center for the arts and culture rooted in the local community and as a venue supporting creative activities.

実演芸術の魅力を届ける

多様な芸能を気軽に体験できるプログラム

2005年の芸能花伝舎開館以来、こどもの日には親子で多彩な芸能の体験・鑑賞ができる「芸術体験ひろば」（芸能花伝舎、新宿区主催）を開催しています。会員団体などの協力のもと、音楽・演劇・ダンス・マジックなどの各種鑑賞や体験のほか、乳幼児プログラム、体育館での裏方体験などあわせて33本のプログラム（うち6本が新宿区プログラム）を実施しました。校庭には地元の町会や商店会などの模擬店も並び、延べ3,300名が来場しました。そのほか、新宿区の委託により、子ども、大人それぞれを対象に音楽・舞踊・伝統芸能など年間14もの多様な芸能の体験の場を提供しました。

三味線、日本舞踊、狂言など伝統芸能のワークショップや鑑賞の場を提供する「こども芸能体験ひろば」を芸能花伝舎と羽村市生涯学習センターゆとろぎで実施し、あわせて約1,000名が伝統芸能に親しみました。 東京都ほか主催

「新宿フィールドミュージアム」

新宿区および近隣地域の72の文化芸術団体から構成される「新宿フィールドミュージアム協議会」を運営し、新宿区の「文化月間」（10・11月）に区内で開催される約230件のイベント情報を集約したガイドブックを発行しました。また、参加団体と連携を深め、協働でイベントを企画実施し、文化芸術の魅力で新宿の街をアピールしました。

新宿区委託

地域の活性化に芸能を活かす

東日本大震災以降、文化協定を締結し事業協力を行っている宮古市(岩手県)で落語の公演、松島町(宮城県)で現代狂言の公演を企画制作しました。

各地方自治体主催

東北三県の集会所など全19ヶ所で若手落語家による公演を実施しました。

文化庁委託

次代を育てる

学校で実演芸術にふれる機会を

東京都内の小中高等学校、計35校に実演家を派遣し、能楽、落語、三味線、箏、日本舞踊など伝統芸能の世界を体験・鑑賞する事業を行いました。　アーツカウンシル東京委託

「児童生徒のコミュニケーション能力の育成に資する芸術表現体験」のコーディネート団体として、学校現場と実演芸術家の協働による教育支援活動を実施しました。

(都内8小中学校、特別支援学級29クラス計91校時)
文部科学省委託

伝統芸能の心を子どもたちに

数カ月にわたり日本の伝統芸能を本格的にお稽古し、ひのき舞台で発表する「キッズ伝統芸能体験」を実施。会員団体等の協力のもと、能楽(謡・仕舞／狂言)、長唄(三味線／囃子)、三曲(箏曲／尺八)、日本舞踊の4分野に約300名の子どもたちが参加しました。また、立川市と江東区で夏休みに短期間の体験プログラムを実施しました。

東京都、アーツカウンシル東京、芸団協共同主催

実演芸術アーツマネジメント人材の育成

沖縄県の文化芸術活動を運営面から支える人材育成のために、芸術団体の組織のあり方や企画制作について第一線で活躍する講師を迎え、沖縄県内で全11テーマ・計17日間の講座を行いました。また、現場を通した知識やスキルの習得を目指し、公募・選考を経た2名の研修生を県外の文化施設へ派遣しました。　沖縄県委託

実演芸術に関わる様々な分野の人材交流を主眼に、制作、舞台技術、演出など5名の芸術団体や文化施設の枠を超えた実務研修(1～5ヵ月)、芸術団体と劇場等のネットワーク構築のためのフォーラムおよび国際シンポジウムを実施しました。　文化庁委託

情報発信

芸能実演家・スタッフの活動と生活実態調査特設サイト

就労環境、人材育成、労災保険、芸能の価値、それぞれのテーマについて行った意見交換の内容や報告書概略版などをウェブサイトで公開しました。

www.geidankyo.or.jp/research/life/

『季刊花伝舎』

実演芸術の振興に向けた芸団協の様々な取り組みについて、紹介しました。

花伝舎ご利用案内

2015年に大規模改修を行った芸能花伝舎の各スペースの写真入りパンフレットを作成しました。

芸能花伝舎の運営

芸能花伝舎にある11の創造スペースは、稽古、ワークショップ、研修、会議、撮影、イベント等、芸能文化に関わる創造的活動の場として多くの皆様にご利用いただいています。開館から10年目を迎えて大規模な改修工事を行い、ウッドデッキやギャラリースペースが新設され、活用の幅が広がりました。芸団協50周年記念イベントやSANZUI写真展などが開催されました。

運営協力団体

芸能花伝舎には、芸団協のほかに16の多彩な芸術団体が事務所等を構えており、芸能花伝舎の運営をサポートしています。団体間の協力や協働などにより、実演芸術の振興に向けた新たな取り組みが活発に行われています。

《2015年度利用実績》

創造スペース利用率	
体育館	83.8%
稽古場・C棟(2室)	84.4%
稽古場(5室)	78.9%
会議室(3室)	64.9%
平　均	76.5%
利用申込み件数	1,130件
利用人数(延べ)	148,705名

撮影利用件数	
TV	34件
映画	3件
CM・広告	3件
DVD・VIDEO	6件
新聞・雑誌・写真集	30件
その他	13件
計	89件

東日本大震災の被災地に芸能を届ける

岩手・宮城・福島の被災3県における復興支援活動として、音楽・芸能を届け、交流する機会の提供を継続しました。合計18ヶ所で子どもたちを主対象にしたコンサートや人形劇、奇術の公演、ワークショップなどを実施。2011年度より設置している「震災復興に文化芸術基金を」には、2015年度は総額1,559,901円が寄せられ、本事業に活用しました。

調査研究・政策提言

Research and Advocacy

実演家がその技能、能力を十分に発揮し、安心して安全に活動を続けていくことができるよう、芸団協では諸問題の現状把握と解決に向けて様々な調査研究を行っています。また、実演家の権利を拡充し、実演家を取り巻く環境を改善していくために、関係団体と連携して政策提言を行うとともに、積極的な広報活動を行っています。

Geidankyo implements research on grasping the current situation and solving various issues in the field of performing arts. Also, to enhance the performers' rights and to improve the environment of performers, it advocates cultural policy in collaboration with relevant organizations and carries out positive public relations activities.

実演芸術を取り巻く環境を整えていくために

実演家・スタッフの実態調査の分析の深化と発信*

前年度まとめた『実演芸術家・スタッフの生活実態調査』をもとに、分野を超えて共通するテーマや分野ごとの課題についてセミナーやシンポジウムを開催しました。（平成27年度文化庁 次代の文化を創造する新進芸術家育成事業）

芸術団体の経営基盤強化に関する調査研究 II*

実演芸術の公益法人を主対象に芸術団体の実証分析を行うとともに、事例研究なども進めました。（平成27年度文化庁 戦略的芸術文化創造推進事業）

劇場・ホール2016年問題

首都圏域の民間劇場を含む劇場・ホールが2016年に不足するという問題提起のため、記者会見を行いました。また、国や東京都などに対し、適切な対応を求めて働きかけを続けています。

記者会見の様子（2015年11月5日）

権利問題研究プロジェクトチームを設置

クリエイターへの対価還元、柔軟な権利制限規定、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定締結に伴う著作権法改正への対応等、実演家の権利に関する重要な課題について検討しました。

著作権制度等改善に向けた議論への参加

関係省庁の審議会、検討会や関係団体の会議に委員を派遣し、実演家を代表して、著作権制度等の改善や再構築に向けた議論に積極的に参加しました。

実演家の地域ネットワーク形成

海外で開催される集中管理に関するセミナーやワークショップにCPRAから講師として参加するとともに、海外からの研修を受け入れ、アジアを中心とした政府関係者・実演家団体代表等との意見・情報交換を行い、ネットワーク形成に努めました。

全国劇場・音楽堂等連携フォーラム2015

「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」に基づく指針に示された諸課題の実現のため、劇場や実演芸術団体の制作者等の交流、連携を促進しました。（平成27年度文化庁 次代の文化を創造する新進芸術家育成事業）

劇場等演出空間運用基準協議会運営協力

劇場等演出空間運用基準協議会（構成16団体）の運営に協力し、舞台技術の共通基盤形成のための教材の普及に努めました。

*芸団協ウェブサイトより報告書がご覧いただけます。

文化芸術を政策の基盤に

文化省の創設に向けて

文化芸術推進フォーラム（構成16団体）を通じて超党派の文化芸術振興議員連盟に問題提起を行い、文化省創設の提唱、文化予算の拡充、文化政策を国の基本政策とするよう働きかけを継続しました。

豊かな創造サイクルの循環のために

Culture First（構成85団体）の運営にも協力しつつ、私的録音録画と対価還元に関する新たな制度について、制度構築に向けた議論を進めました。

国際音楽家連盟・日本音楽家ユニオン共催、CPRA後援
「ひろがる音楽ビジネスと音楽家の権利ーオンライン・ミュージック国際会議」（2015年12月16・17日）

組織・運営

Organization and Management

定款（抜粋）

第3条［目 的］　この法人は、多様な実演芸術の創造と享受機会の充実により心豊かな社会をつくるため、実演芸術活動の推進と実演の円滑な利用を促進するとともに、実演家の地位の向上と実演に係る著作隣接権者の権利の擁護を図り、もって我が国の文化芸術の発展に寄与することを目的とする。

第4条［事 業］　この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

(1) 実演家の著作隣接権の処理に関する業務
(2) 実演家に係る商業用レコードの二次使用料に関する権利行使の受任、総額の取り決め、徴収及び分配
(3) 実演家に係る商業用レコードの貸与の許諾に係る使用料及び貸与に係る報酬に関する権利行使の受任、額の取り決め、徴収及び分配
(4) 私的録音録画に係る指定管理団体が行う実演家に係る私的録音録画補償金の分配に関する業務
(5) 実演芸術の担い手に関する技能、技術向上のための事業
(6) 実演芸術の伝承、創造、公演、普及を促進し、その価値を向上し発展するための事業
(7) 事業実施に必要な施設の設置・運営
(8) 実演芸術及び実演に係る著作隣接権に関する内外諸問題の総合的調査と研究及び提言
(9) その他目的の達成のために必要な事業

ARTICLES OF INCORPORATION (Abstract)

[Objectives] Article 3 The objectives of this juridical entity shall be to promote the performing arts activities and to facilitate the smooth exploitation of performances, to help enhance the social status of performing artists, and to protect performers' neighboring rights holders and thereby to create a spiritually enriched society and to contribute to the development of the Japanese culture.

[Activities] Article 4 This juridical entity shall, in order to achieve the objectives stated in the foregoing article, engage in the following activities:

(1) Activities regarding the administration of performers' neighboring rights;
(2) Acceptance of authorization to exercise rights regarding, and agreeing on total sums, collection and distribution of fees for the secondary use of commercial phonograms pertaining to performers;
(3) Acceptance of authorization to exercise rights regarding, and agreeing on sums, collection and distribution of fees pertaining to the licensing of rental and remunerations pertaining to such rental of commercial phonograms pertaining to performers;
(4) Activities regarding the distribution of remunerations for private audio and audiovisual recording pertaining to performers, carried out by the designated administering organizations pertaining to private audio and audiovisual recording;
(5) Activities intended to improve the skills and techniques of those who represent the future of the performing arts;
(6) Activities intended to promote the inheritance, creation, public performance and dissemination of performing arts and for improving related value
(7) Establishment and operation of facilities needed for the implementation of related activities
(8) Comprehensive surveys and research on both domestic and international issues regarding performing artists; and,
(9) Other activities necessary for the achievement of the objectives.

◎2015年度会計

《経常収益》　（単位：円）

科　目	金　額
特定資産運用益	50,723
受取入会金・会費	10,090,000
事業収益	
著作隣接権事業収益	8,969,903,742
実演芸術振興事業収益	357,381,775
受取助成金	388,450
受取寄付金	2,155,967
雑収益	9,930,887
合　計	9,349,901,544

《経常費用》　（単位：円）

科　目	金　額
事業費	9,295,169,768
管理費	112,590,586
合　計	9,407,760,354

《当期経常増減額》　（単位：円）

△ 57,858,810

◎役員一覧（2016年3月31日現在）

会長　野村 萬
常務理事　安部次郎（CPRA総務財務担当）
上野 博（CPRA徴収事業担当/法制担当）
太田耕二（実演芸術振興総務財務担当）
椎名和夫（CPRA分配事業担当）
田澤祐一（実演芸術振興事業担当）
福島明夫（実演芸術振興法制担当）
松武秀樹（広報担当）
理事　内田勝正
岡本圭司
小野伸一
尾上墨雪
小山久美
桂 文枝
川瀬順輔
菊地哲榮
崎元 譲
直居隆雄
比嘉 瑩
丸山ひでみ
渡部泰介

監事　金山茂人
龍村 全
参与　大和 滋

実演家著作隣接権センター権利者団体会議
議長　堀 義貴（一般社団法人日本音楽事業者協会会長）
委員　門池三則（一般社団法人日本音楽制作者連盟理事長）
椎名和夫（一般社団法人演奏家権利処理合同機構MPN理事長）
小野伸一（一般社団法人映像実演権利者合同機構代表理事）

実演家著作隣接権センター委員会（運営委員会）
委員長　崎元 譲
副委員長　上野 博（二次使用料担当/貸レコード使用料担当/法制担当）
中井秀範（私的録音録画補償金担当）

委員　安部次郎（海外徴収・分配担当/総務担当）
金井文幸
木谷真規
椎名和夫（音楽関連分配担当／データセンター推進担当）
田島 敏
千頭啓紀
堀 日出記
松武秀樹（広報担当）
丸山ひでみ
渡辺ミキ

実演芸術振興委員会
委員長　尾上墨雪
副委員長　川瀬順輔
委員　岡本圭司
小山久美
丸山ひでみ
渡部泰介

◎正会員団体・賛助会員団体（2016年3月31日現在）

【演劇部門】
一般社団法人全国専門人形劇団協議会
名古屋放送芸能家協議会
一般社団法人日本映画俳優協会
一般社団法人日本演出者協会
一般社団法人日本喜劇人協会
一般社団法人
日本芸能マネージメント事業者協会
公益社団法人日本劇団協議会
日本児童・青少年演劇劇団協同組合
日本新劇製作者協会
日本新劇俳優協会
日本人形劇人協会
公益社団法人日本俳優協会
協同組合日本俳優連合
一般社団法人
日本モデルエージェンシー協会
一般社団法人
人形浄瑠璃文楽座むつみ会
公益社団法人 能楽協会

【邦楽部門】
大阪三曲協会
一般社団法人関西常磐津協会
一般社団法人義太夫協会
清元協会
一般財団法人古曲会
新内協会
特定非営利活動法人筑前琵琶連合会
公益社団法人当道音楽会
常磐津協会
一般社団法人長唄協会
名古屋邦楽協会
公益社団法人日本小唄連盟
公益社団法人日本三曲協会
日本琵琶楽協会

【洋楽・現代音楽部門】
一般社団法人日本音楽制作者連盟
公益社団法人日本演奏連盟
公益社団法人日本オーケストラ連盟
日本音楽家ユニオン
一般社団法人日本歌手協会
一般社団法人日本作編曲家協会
一般社団法人
日本シンセサイザー・プログラマー協会
特定非営利活動法人
日本青少年音楽芸能協会
日本ミキサー協会
パブリック・イン・サード会
特定非営利活動法人
レコーディング・ミュージシャンズ・アソシエイション・オブ・ジャパン

【舞踊部門】
一般社団法人現代舞踊協会
一般社団法人全日本児童舞踊協会
一般社団法人日本ジャズダンス芸術協会
公益社団法人日本バレエ協会
一般社団法人日本バレエ団連盟
公益社団法人日本舞踊協会
一般社団法人日本フラメンコ協会

【演芸部門】
公益社団法人上方落語協会
関西演芸協会
一般社団法人関西芸能親和会
講談協会
太神楽曲芸協会
一般社団法人東京演芸協会
公益社団法人日本奇術協会
日本司会芸能協会
一般社団法人日本浪曲協会
ボーイズバラエティ協会
一般社団法人漫才協会
一般社団法人落語協会
公益社団法人落語芸術協会
公益社団法人浪曲親友協会

【その他の部門】
沖縄芸能実演家の会
一般社団法人沖縄県芸能関連協議会
公益社団法人日本照明家協会
一般社団法人日本舞台音響家協会
日本舞台監督協会
日本民俗芸能協会
（計68団体）

【賛助会員】
愛知県舞台運営事業協同組合
一般社団法人
映像実演権利者合同機構
一般社団法人
演奏家権利処理合同機構MPN
東京芸能人国民健康保険組合
一般社団法人日本音楽事業者協会
日本舞台音響事業協同組合
（計6団体）

◎2015年度寄附者（敬称略）

【団体】
株式会社共栄会保険代行
安与商事株式会社 京懐石 柿傳
一般社団法人日本コミュニティ放送協会
株式会社ミュージックエアポート
株式会社音楽出版社
株式会社エフエム茶笛
株式会社二期会21
一般社団法人米山文明 呼吸と発声研究会
ほか非公開3団体

【個人】
安藤和宏　河田 純
伊藤 成　鈴木俊也
今村草玉　丸山ひでみ
大井正文　安田朋宏
ほか非公開6名

「震災復興に文化芸術を基金」へのご寄附
【団体】
株式会社エス・シー・アライアンス
有限会社ドルフィンマジックカンパニー
一般社団法人日本舞台音響家協会

【個人】
藤田赤目　太田 歩
ほか匿名多数

●オンライン寄附サイト
“GIVE ONE”経由のご寄附
岡本愛光　野田邦弘
小田朋子　長谷部忠宏
絹川友梨　原田裕史
澤村 明　平本欣司
千田恵子　二川美樹
嶽本あゆ美　山村晋一
永野むつみ　小椋典子
中村恵子　ほか非公開27名

◎2015年度サポート会員（敬称略）

【団体】
特定非営利活動法人ACT.JT
一般社団法人コンサートプロモーターズ協会
公益財団法人新国立劇場運営財団
ぴあ株式会社
学校法人東成学園・昭和音楽大学
株式会社TBSテレビ
株式会社俳優座劇場
富士ゼロックス株式会社 新宿支店
一般社団法人タンダバハダンスカンパニィ
リベロジック株式会社
Vocal Arts Service Center
表現教育花伝舎倶楽部
宮越塾

【個人】
太田耕二　千葉和美
岡田澄子　中坪 眞
小泉直樹　芳地博光
崎元 譲　丸山ひでみ
三遊亭小遊三　溝上裕夫
白津守康　安江美加
鈴木公夫　横山啓子
ほか非公開 4 名

オペラシティ事務所／実演家著作隣接権センター（CPRA）
徴収業務部・分配業務部・システム技術部・総務部・企画部・経理部
著作隣接権総合研究所
Rights Management Department, Distribution Department, System & Technical Support Department, General Affairs Department, Planning Department, Accounting Department, Neighbouring Rights Research Institute

〒163-1466 東京都新宿区西新宿3-20-2 東京オペラシティタワー11階
Tel: 03-5353-6600　Fax: 03-5353-6614

11F Tokyo Opera City Tower,
3-20-2 Nishi-Shinjuku, Shinjuku-ku, Tokyo 163-1466
Phone: +81-3-5353-6600　Fax: +81-3-5353-6614

芸能花伝舎事務所　実演芸術振興部
Performing Arts Promotion Department

〒160-8374 東京都新宿区西新宿6-12-30 芸能花伝舎
Tel: 03-5909-3060　Fax: 03-5909-3061
創造スペース受付　Tel: 03-5909-3066

Geino-Kadensha, 6-12-30, Nishi-Shinjuku, Shinjuku-ku, Tokyo 160-8374
Phone: +81-3-5909-3060　Fax: +81-3-5909-3061

公益社団法人 日本芸能実演家団体協議会　www.geidankyo.or.jp

【表紙写真】© 公益社団法人能楽協会（右から2列 下から2段目）　© 松竹株式会社（右から4列 上から3段目）

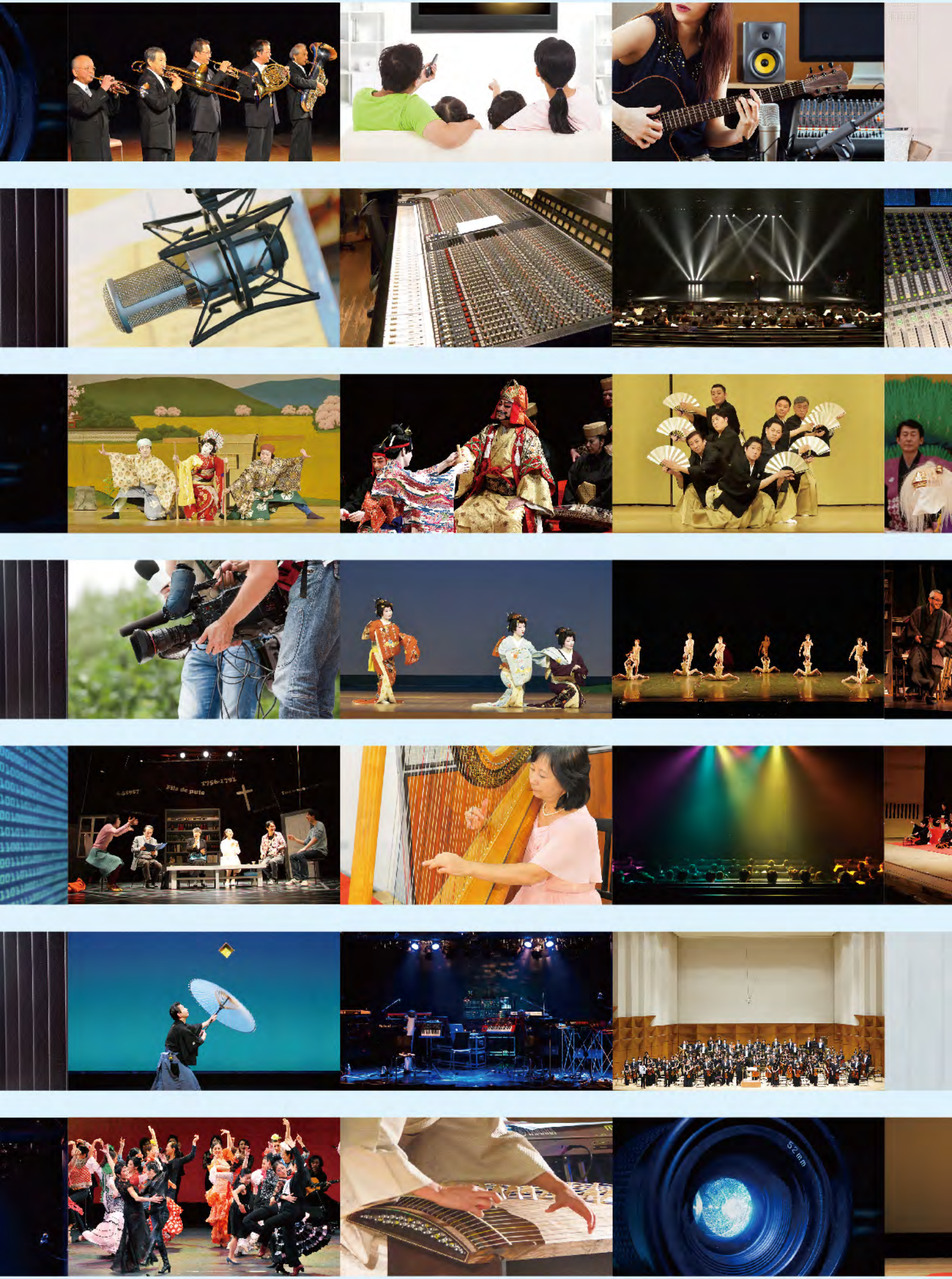
1756-1791
Fille de pute
52mm